

マイ政経予備校
政治・経済科

マイ政経基礎講座

社会分野BASIC

公式テキスト



PE-AB-S202501

～社会分野BASIC～

この講座は、「公共、政治・経済」の基礎講座です。

対象となるのは、参考書等では「社会分野」「国民生活分野」などと呼ばれる部分に加え、公共でこれらの分野に関係するものです。

特に近年の共通テストや私大の入試では頻出となっている題材が多いため、この教材を活用してしっかり身につけておきましょう。

～目次～

第1章 環境問題	03
第2章 消費者問題	08
第3章 労働問題	10
第4章 社会保障と税	14
第5章 人口問題	18
第6章 情報社会	19
第7章 生命倫理	22
第8章 私たちと法	27

I：公害問題の発生

◆公害問題の発生原因

企業は利潤が第一なので、廃棄物の処理などにかかる費用を節約しようとして、有害物質を垂れ流したことにより、住民に大きな被害を与えることとなった。

◆公害の定義(典型7公害)

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

◆最初の公害事件

事件名	足尾銅山鉱毒事件
発生場所	足尾銅山から渡良瀬川（栃木）
原因物質	亜硫酸ガス
補足情報	明治初期の殖産興業政策による無理な工業化が原因。 1885年に発生し、1901年には田中正造代議士が昭和天皇に直訴して、農民救済運動を展開した。

II：四大公害

事件名	イタイイタイ病	(熊本)水俣病	四日市ぜんそく	新潟水俣病
発生時期	1922年	1956年	1961年	1965年
発生場所	富山県神通川	熊本県水俣湾	三重県四日市市	新潟県阿賀野川
原因物質	カドミウム	有機水銀	亜硫酸ガス	有機水銀
症状	・腎臓が侵される ・骨がもろくなる	・手足のしびれ ・目や耳の不自由	・呼吸器が侵される ・ぜんそく発作発生	・手足のしびれ ・目や耳の不自由

いずれの事件も患者側が全面勝訴

III：公害対策

1967年	公害対策基本法 制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
1970年	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
1971年	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
1993年	環境基本法 制定	公害対策基本法を改正
1997年	環境アセメント法 制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
2000年	循環型社会形成推進基本法 制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。

IV：環境に関する考え方

汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。 OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。
無過失責任の原則	今まででは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわりなく、損害発生の責任を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
総量規制	今まででは、排出されるガスや水における汚染物質の濃度で制限をする「濃度規制」だったが、制限が甘かったため、一定地域に排出される汚染物質の合計量を基準にして規制する「総量規制」に考え方が変わった。

I： 地球環境問題

問題	原因・現象	対策
酸性雨	硫黄酸化物や窒素酸化物を含む雨が、森林を枯らしてしまう。	長距離越境大気汚染条約
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中にたまって、降雨パターンが変化してしまう。その結果、極地の氷が溶け、海面上昇。水没する地域が出てしまう。	①気候変動枠組み条約 ②京都議定書
オゾン層の破壊	フロンガスがオゾン層を破壊して、紫外線の照射量が増えてしまう。	①ウィーン条約 ②モントリオール議定書
熱帯林の減少	焼畑農業や乱伐の実施により、熱帯雨林が減少してしまう。	
砂漠化の進行	過放牧や樹木の伐採により、草原の草が薄くなってしまう。	砂漠化防止条約

II： 環境に関する条約

◆COPに関する環境条約

条約名	京都議定書	パリ条約
年	1997	2016
会議名	COP3	COP21
削減国	先進国のみ	すべての国
目標	EU8%、米7%、日6%、全体5% 削減	世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2度未満に抑制を設定、1.5度未満を目標
主要国の参加	米中 参加せず	米が2020年脱退(トランプ)、2021年復帰(バイデン)
内容	◆温室効果ガスの削減目標を初設定 ◆排出権取引を認める ◆共同実施を認める ◆クリーン開発メカニズムを認める	◆2020年以降の温室効果ガスの削減目標を設定

□ 排出権取引 (B)

温室効果ガスの削減枠を国際的に売買すること。

□ 共同実施 (B)

先進国同士の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

□ クリーン開発メカニズム

(B)
先進国と途上国の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

◆COP以外の環境条約

会議	ウィーン条約	モントリオール議定書	水俣条約
採択年	1985年	1987年	2013年
内容	オゾン層の保護を目的	ウィーン条約を具体化。フロンの生産・使用を制限	水銀の製造・輸出入を原則禁止

III： 生物に関する条約

会議	ラムサール条約 (国際湿地条約)	ワシントン条約	生物多様性条約
採択年	1971年	1973年 調印	1992年
内容	水鳥の生息地である湿地の保護	絶滅危惧の生物の取引の規制	①生態系の多様性 ②種間の多様性 ③遺伝子の多様性 などの多様性を保護

I：世界の環境会議

会議名	年	場所	スローガン	宣言・目標
国連人間環境会議	1972	ストックホルム	かけがえのない地球	人間環境宣言
国連環境開発会議 (地球サミット)	1992	リオデジャネイロ	持続可能な開発	リオ宣言
国連 ミレニアムサミット	2000	ニューヨーク		国連ミレニアム宣言 ※ミレニアム開発目標 (MDGs)を含む
持続可能な 開発に関する 世界首脳会議 (環境開発サミット)	2002	ヨハネスブルク		
国連持続可能な 開発会議	2012	リオデジャネイロ	われわれが望む未来	持続可能な開発目標 (SDGs)

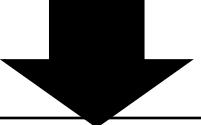
II：MDGsとSDGsの比較

目標名	MDGs Millennium Development Goals	SDGs Sustainable Development Goals
正式名	ミレニアム開発目標	持続可能な開発目標
会議名	国連ミレニアムサミット	国連持続可能な開発会議
年号	2000年	2012年
期限	2015年	2030年
目標	①極貧の貧困と飢餓の撲滅 ②初等教育の完全普及の達成 ③ジェンダー平等推進と 女性の地位向上 ④乳児死亡率の削減 ⑤妊産婦の健康の改善 ⑥HIV(エイズ)、マラリア、 その他疾病的蔓延防止 ⑦環境の持続可能性確保 ⑧開発のためのグローバルな パートナーシップの推進	①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術確認の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット	18	169
対象	①～⑥は発展途上国を対象とし、 先進国が決めたものであった。	全ての国

III：日本のSDGsに対する取り組み

会議名	持続可能な開発目標(SDGs)推進本部
本部長	内閣総理大臣
根拠	閣議決定
出席者	全国務大臣
内容	日本政府は17つのゴールの中から8つの優先事項を設定 ①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会の構築 ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現 ⑧SDGs実施推進の体制と手段

I : 資源・エネルギー一年表

~19C	<input type="checkbox"/> 採掘は危険と考えられ、太陽エネルギーに頼っていた。 <中心エネルギー> 太陽エネルギー(木材)
20C前半	<input type="checkbox"/> 工業化によって化石燃料や他の天然資源を大量消費 <中心エネルギー> 石炭
20C後半	<input type="checkbox"/> 1950年代に中東やアフリカで油田が発見され、先進国が大量使用 <中心エネルギー> 石油などの液化燃料
1962	<input type="checkbox"/> 国連総会が 天然資源の恒久主権 を決議 →天然資源の開発と利用権は保有国にあるとする考え方(資源ナショナリズム)
1972	<input type="checkbox"/> ローマクラブ が報告書『成長の限界』を発表 成長の限界 人口増加と食料・工業の増産がこのまま続くと、資源の減少により、 ①農業・工業生産の低下 ②環境汚染の進行 ③人口減少による成長低下を警告した。 これにより、資源は無限という前提を見直し、資源は有限で枯渇の可能性があることを論じた。
1973	<input type="checkbox"/> 第一次オイルショック が発生 第四次中東戦争 (アラブ諸国 vs. イスラエル)発生により、 OPEC(石油輸出国機構)が原油公示価格を引き上げ、供給を減らし、 OAPEC(アラブ石油輸出国機構)がイスラエルを支持する国への輸出を禁止にした。 その結果、原油価格の高騰や消費者物価の上昇というインフレになった出来事。
1974	<input type="checkbox"/> 国連資源特別総会 を開催 → 新国際経済秩序樹立宣言(NIEO宣言) を採択 原油などの価格安定と先進国と発展途上国との間で対等な貿易を目指す宣言。
1978	<input type="checkbox"/> 日本で サンシャイン計画 を開始
1979	<input type="checkbox"/> 日本で ムーンライト計画 を開始
1993	<input type="checkbox"/> アメリカ合衆国で スリーマイル島原子力発電事故 が発生
1995	<input type="checkbox"/> 日本で高速増殖原型炉「もんじゅ」事故が発生
1999	<input type="checkbox"/> 東海村JCO臨界事故 が発生、日本初の事故被爆者を出した 
	<input type="checkbox"/> ドイツ(シュレーダー首相)が原子力発電所の順次撤廃を決定
2011	<input type="checkbox"/> 東日本大震災 が発生 → 福島第一原子力発電所事故 が発生 
2012	<input type="checkbox"/> ドイツ(メルケル首相)が原子力発電所の再建計画を見直し <input type="checkbox"/> 日本の原子力発電所をすべて停止 <input type="checkbox"/> 7月に関西電力の大飯原発(3号機)を再稼働 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会を環境省の外局として設置
2015	<input type="checkbox"/> ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)が設立される。

▶エネルギー革命

生活保護は、以下の8種類。
19世紀から20世紀後半にかけて
起きた中心となるエネルギーの
変遷を「エネルギー革命」という。

□ ローマクラブ ()

資源・人口・軍縮・経済・環境などの
問題を検討するために設立された
研究期間。
初会合は1968年、ローマで行わ
れ、そこからこの名称がついた。

□ 東日本大震災 (A)

2011年3月11日14時46分に発生
した東北・三陸沖を震源とする
大地震及びその二次災害のこと。
マグニチュードは9.0。
最大震度は7。
主な二次災害は津波とそれによる
福島第一原子力発電所の事故。

□ 福島第一原子力発電所
事故 (A)

2011年3月11日14時46分に発生
東京電力株式会社の原子力発電所
で、電源・冷却機能を喪失して、これ
による**炉心溶融(メルトダウン)**と水
素爆発によって多量の放射性物質
が放出した事故。

I : 環境に関する年表

□	1967	公害対策基本法 制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
□	1970	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
□	1971	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
		ラムサール条約 採択 (国際湿地条約)	正式名称 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 重要な湿地を登録して保全する。日本初は釧路高原。
□	1972	国連人間環境開発会議	<場所> ストックホルム <スローガン>「かけがえのない地球」 <採択> 人間環境宣言 <その他> 国連環境計画(UNEP)の設置
□	1973	ワシントン条約 調印	絶滅のおそれがある生物を取引することについて輸入国と輸出国が規制して、対象となる野生生物の保護を目的とする。
□	1985	ウィーン条約 採択	オゾン層の保護を目的とする国際協力の枠組みを定める。
□	1987	モントリオール議定書	ウィーン条約を具体化。 フロンの生産や使用を規制して、段階的な削減を目指す。
□	1989	バーゼル条約 採択	有害廃棄物の国際的な移動や処分の規制を定めた条約。
□	1992	国連環境開発会議 (地球サミット)	<場所> リオデジャネイロ <スローガン>「持続可能な開発」 <採択> リオ宣言・アジェンダ21・気候変動枠組み条約
		生物多様性条約	生物多様性の保全のための保護地域に関する内容を定める。
□	1993	環境基本法 制定	公害対策基本法を改正
□	1997	環境アセスメント法 制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
		国連環境開発特別総会	国連環境開発会議の実施状況を確認
		京都議定書	<会議名> COP3(気候変動枠組み条約第3回締結国会議) <内容> 温室効果ガスの削減目標を初めて設定。 EUは8%、米は7%、日は6%の削減目標値を設定。 ロシア批准で発効したが、米中は参加せず。
□	1998	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	UNEPとWMO(世界気象機関)が共同で設置。 地球温暖化に関する報告書を5年ごとに発表。 2007年、ノーベル平和賞受賞。
□	2000	循環型社会形成推進基本法制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。
		国連ミレニアムサミット	<場所> ニューヨーク <宣言> 国連ミレニアム宣言(MDGsを含む)
□	2002	環境開発サミット	<正式名称>持続可能な開発に関する世界首脳会議 <場所> ヨハネスブルク <内容> アジェンダ21の実施状況チェック
□	2011	ダーバン合意	2012年で期限切れの京都議定書の延長し、 2015年までにすべての国が参加する仕組みを作ることで同意。
□	2012	国連持続可能な開発会議	<通称>リオ+20 <場所>リオデジャネイロ <内容> SDGs <採択>「われわれが望む未来」
□	2013	水俣条約	正式名称 : 水銀に関する水俣条約 ・人体や環境に害を与える水銀の製造・輸出入について原則禁止と定めた。
□	2014	名古屋議定書 発効	<会議名> COP10 <採択> 愛知ターゲット(生態系保全をめざす世界目標) ・医薬品の下となる動植物の遺伝資源の利用について定める。
□	2016	パリ協定	<会議名> COP21 ・2020年以降の温室効果ガス削減目標を設定。 ・途上国も含めてすべての国に削減義務 ・米中日も署名したが、米トランプ政権が2020年に離脱。 2021年に米バイデン政権が復帰。
□	2020	カーボンニュートラル を宣言	日本政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すことを宣言。 温室効果ガスの排出量-植物の吸収量で計算し。実質ゼロにする。

I : 消費者問題

商品について、企業が持っている情報量と消費者が持っている情報量に格差があるという
情報の非対称性の問題があることで、消費者が不利な立場に置かれる。
その中で、さまざまな消費者被害の問題が発生している。

II : 消費者被害

◆食品被害事件

事件名	森永ヒ素ミルク事件	力ネミ油症事件
発生年	1955年	1968年
内容	森永ドライミルクに多量のヒ素が混入していた事件。	米ぬか油の製造過程で有害物質PCBが混入した事件

◆薬品被害事件

事件名	サリドマイド事件	スモン薬害事件	薬害エイズ事件	薬害肝炎事件
発生年	1960年頃	1955年	1985年	不明
内容	サリドマイド剤を服用した母親からアザラシ上の肌をした子が生まれた事件。	整腸剤キノホルムを服用した人から、下半身麻痺やしづれなどのスモン病が発生した事件。	HIVに汚染された輸入血液製剤を投与された血友病患者がエイズに感染した事件。	出産の際などに、血液製剤フィブリノゲンが使用され、多くの者がC型肝炎に感染した事件。

→以上6つの事件は、すべて和解が成立した。

◆悪質商法

マルチ商法	ネズミ算式に販売会員を増やして、販売会員が新会員を入会させることで、その紹介料や売り上げの一部を利益として得る。
キャッチ・セールス	繁華街の路上や駅前で、商品の購入を勧誘し、契約を結ばせる。
アポイントメント・セールス	電話などで商品やサービスの購入を勧誘し、契約を結ばせる。
ネガティブ・オプション	注文していない商品を送り付け、断らなければ購入したとみなし、代金を請求する。
SF商法	「数に限りがある」「今買わないと一生後悔する」などと客をあおって、高額な商品を買わせる。
かたり商法	消防員や警察官などの公的機関を装って、消防や防犯用具を購入させる商法。
靈感商法	「靈」「たたり」だと言って、不安をあおって、それに付け込んで商品を法外な価格で売る。
催眠商法	「サクラ」を集めて、高価な商品が安売りされているかのような雰囲気を作り、一種の催眠状態に陥れて、実際は安価な商品を販売する。

◆消費行動

用語	説明
依存効果	企業の広告や宣伝による、消費者の欲望を喚起する効果
デモンストレーション効果	他者の消費のあり方に影響を受けること

I：消費者の権利

◆消費者主権

企業の生産のあり方を最終的に決定する権限が消費者にあるとする考え方のこと。

◆ケネディの「4つの消費者の権利」

ケネディ米大統領が、消費者の権利として、

①選ぶ権利 ②知らされる権利 ③安全を求める権利 ④意見を反映させる権利

があるとした。

□ ケネディ(A)

第35代アメリカ合衆国大統領で民主党出身。キューバ危機などを切り抜けた人だが、暗殺された。

II：日本の消費者保護行政の歴史

◆消費者保護行政の歴史

年号	出来事	説明
1968年	消費者保護基本法 制定	ケネディの4つの消費者の権利を理念とした法律。 (改正済)
1970年	国民生活センター 設置	消費者問題に関する情報収集・提供を行う独立行政法人。 地方版は「消費生活センター」
1994年	製造物責任法 制定	商品の欠陥が原因で被害を被った場合に、 製造者の過失の有無にかかわらず、 製造者に損害賠償責任を負わせる制度(無過失責任)を導入。
2000年	消費者契約法 制定	不当な契約から消費者を保護する法律。
2004年	消費者基本法 制定	消費者保護基本法を改正した。
2009年	消費者庁 設置	消費者行政を一元的に推進するために設置された省庁。 内閣府の外局。

III：消費者救済

◆消費者救済の仕組み

出来事	説明
クーリング・オフ制度	訪問販売や割賦販売などで購入した商品について、 一定期間内であれば、無償で契約を解除できるという制度。 特定商取引法 や割賦販売法で定める。 <具体的な期間> ①8日間……訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入 ②20日間……連鎖販売取引(マルチ)・業務提携誘引販売取引 ③対象外……通信販売
消費者団体訴訟制度	事業者の不当な行為による消費者被害の拡大を防止する目的で、 直接被害を受けていない消費者団体が、不当な行為の差止めを 裁判で求めることができる制度。
グレーゾーン金利撤廃	債務者が裁判所に破産を申し立て、債務の免責を求める自己破産が 増えたが、出資法の上限金利が利息制限法の上限金利を上回ることで 生じるグレーゾーン金利が増加の原因とされていたが、 この金利が撤廃された。
国民生活センター 消費生活センター	消費に関する消費者からの苦情や相談を受け、商品テストを行う行政機関。 地方版が「消費生活センター」 国版(独立行政法人)が「国民生活センター」 →提供された情報などを消費者庁と共有し、連携する。
消費者団体訴訟制度	事業者の不当な行為による消費者被害の拡大を防止するため、 直接被害を受けていない消費者団体が不当な行為の差止めを 裁判で求めることができる制度。

I：労働権

日本国憲法 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② **賃金**、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ **児童**は、これを酷使してはならない。

日本国憲法 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◆労働三権

		警察・消防・自衛官 (人事院の勧告制度)	一般公務員 (労働委員会が仲裁)
団結権	労働組合を作る権利		○
団体交渉権	労働条件について 雇用者と話し合う権利	×	△(一部)
団体行動権	労働者の権利を めぐって争う権利		×

II：労働三法

◆1945年 労働組合法

労働組合法第1条

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより
労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために
自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結すること
を擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための
団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

不当労働行為	次の行動を禁止した。 ①使用者による労働組合活動への介入・干渉・資金援助 ②理由のない団体交渉の許否 ③組合活動に参加しないことを条件とした雇用契約 (黄犬契約)
免責条項	労働者の争議行為が正当であれば、民事上・刑事上の責任は免れると した。
労働委員会	使用者、労働者、公益代表者から成り立つ行政委員会を設置し、使用者 と労働組合の労働争議を調整する。

◆1946年 労働関係調整法

労働関係調整法第1条

この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、
又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

争議 行為	労働者	ストライキ(同麺罷業)、サボタージュ(怠業)
	使用者	ロックアウト(作業所閉鎖)
争議 調整	斡旋	双方の意見を聞き、交渉をとりもつ。当事者で解決
	調停	委員会から解決案を提示する。<拘束力> なし
	仲裁	委員会が解決方法を決定する。<拘束力> あり

◆1947年 労働基準法

労働条件についての最低基準を定め、

①**労使対等** ②**男女同一賃金** ③**均等待遇** を原則とする。

I：労働基準法の内容

	ポイント	労働基準法の条文
労働時間	1日8時間 1週間40時間	第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。 ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
休憩	(6時間以上) 45分 (8時間以上) 1時間	第34条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(略) ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。
休日	週休1日	第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えるなければならない。 ② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。
所定外労働	割増賃金25% ・労働時間延長 ・休日労働 ・深夜労働 割増賃金50% ・1か月60時間以上 の延長	第37条 使用者が、(略)労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(略) ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間ににおいて労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
有休	6か月未満 なし 6か月 +10日 1年6か月 +1日 2年6か月 +2日 3年6か月 +4日 4年6か月 +6日 5年6か月 +8日 6年6か月 +10日	第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。 ② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、(略)同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。
年齢	15歳以上	第56条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
組織	労働基準監督署の設置	第97条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

II：労働基準法の改正の流れ(2000年以降)

2003年 (平成15年)	●裁量労働制に関する改正 <ul style="list-style-type: none"> ・専門業務型裁量労働制…労使協定の決議事項に健康・福祉確保措置・苦情処理措置を追加 ・企画業務型裁量労働制…導入・運用の要件や手続きを緩和
2008年 (平成20年)	●月60時間超の時間外労働の割増賃金率を5割以上に設定 <p>※中小企業は適用を猶予</p>
2018年 (平成30年)	①時間外労働の上限規制(月45時間・年360時間)を設定 ②中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止を決定 ③フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から 3ヶ月 に延長 ④ 高度プロフェッショナル制度 の創設

□ 高度プロフェッショナル制度 (B)

高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないという制度。年収の要件は年収1075万円以上。

I：正規雇用と非正規雇用

◆雇用形態

	契約	雇用期間の定め	例
正規雇用	無期雇用契約 (フルタイム契約)	なし	正社員
非正規雇用	有期雇用契約 (パートタイム契約)	あり	契約社員・派遣社員・ アルバイト・パートタイマー

◆非正規雇用の問題点

- ①賃金や待遇などの条件が正規雇用よりも劣る
- ②正規雇用と同じ労働内容であっても同じ賃金がもらえない
- ③男性に比べて女性の非正規雇用率が高い (2019年で男性22.8%に対し、女性56.0%)

II：様々な労働の形

◆労働形態

	例
みなし労働時間制	<p>実労働時間ではなく、一定の時間働いたものとみなす労働制度。労働時間の把握や計算が難しい職種などに適用される。大きく分けると2つに分けることができる。</p> <p>①裁量労働制</p> <p>A:専門業務型裁量労働制 →業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務</p> <p>B:企画業務型裁量労働制 →企画、立案、調査、分析を行う業務で、業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務</p> <p>②事業場外みなし労働時間制 →労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事する業務</p>
変形労働時間制	繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするというような業務の繁閑や特殊性に応じて労働時間を配分する制度。
フレックスタイム制	<p>一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度。</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を定める期間(精算期間) ・労働時間を定める ・コアタイムが設定できる →従業員が必ず業務していなければならない時間帯のこと

▶専門業務型裁量労働制

- 以下の業務が対象になる。
- ・新商品や新技術などの研究業務
 - ・情報処理システムの分析又は設計の業務
 - ・新聞、出版、放送などにおける取材、編集などの業務
 - ・服飾、広告などのデザイン考査の業務
 - ・放送番組や映画などの制作におけるプロデューサー又はディレクターの業務
 - ・広告、宣伝等における文章案(キャッチコピーなど)考査の業務
 - ・情報処理システムなどのシステムコンサルタントの業務
 - ・インテリアコーディネーターの業務
 - ・ゲーム用ソフトウェア創作の業務
 - ・証券アナリストの業務
 - ・金融商品の開発の業務
 - ・大学における教授研究の業務
 - ・公認会計士の業務
 - ・弁護士の業務
 - ・建築士の業務
 - ・不動産鑑定士の業務
 - ・弁理士の業務
 - ・税理士の業務
 - ・中小企業診断士の業務

▶企画業務型裁量労働制

- 以下の業務が対象になる。
- ・事業の運営に関する業務
 - ・企画、立案、調査、分析の業務
 - ・業務遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要があると客観的に判断される業務
 - ・いつ、どのように行うか等について広範な裁量が労働者に認められている業務

I：時間外労働の上限規制

◆導入の背景

今まで労働基準法に時間外労働(残業時間)の上限を月45時間、年360時間と定めていたが、36協定を締結した場合には、その上限を超えて残業ができるものの上限が法律で定まっていなかった。

そこで、法律上で残業時間の上限を定めることにした。

改正前		改正後	
原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間	原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間
例外	36協定を結べば、上限なし。 (法律に規定なし)	例外	臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合には、残業時間の上限は以下を条件を全て満たしていれば、上限規制を超えることができる。 ①年720時間以内 ②複数月年平均80時間以内(休日労働を含む)、 ③月100時間未満(休日労働を含む) ④月45時間を超えることができる年6ヶ月まで

II：年次有給休暇の取得義務化

◆導入の背景

今まで年次有給休暇は入社後半年を経過すると年10日付与されるが、取得するためには労働者が有給取得の希望時季を申し出る必要があった。しかし、そもそもその申出をしづらいという問題があり、有給取得率が低い状態であった。

改正前		改正後	
有給は入社後半年に年10日付与 ただし、取得義務なし。		有給は入社後半年に年10日付与 そのうち5日は労働者の希望を聞き、使用者(会社側)が時季を指定して強制取得。	

III：雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止された。(同一労働同一賃金)

IV：その他の働き方改革

勤務間インターバル制度の導入促進	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の 休息時間(インターバル) を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保する制度で、事業主に必要な措置を講ずることを努力義務となった。
フレックスタイム制の拡充	フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から 3ヶ月 に延長した。
高度プロフェッショナル制度の導入	高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、 労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない という制度。要件は①使用者と労働者間の合意、②使用者から払われる年収1075万円以上、③対象業務に常態として従事の3つ。
月60時間超残業に対する割増賃金率の引き上げ	中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止し、大企業と同じく割増賃金率は 50% と決定。(2023年4月施行)

▶高度プロフェッショナル制度対象業務

- ①金融商品の開発業務
- ②金融商品のディーリング業務
- ③アナリストの業務
(企業・市場等の高度な分析業務)
- ④コンサルタントの業務
(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言の業務)
- ⑤研究開発業務

I : 社会保障制度の成立

時期	社会保障制度の流れ
1601年	◆イギリス「エリザベス救貧法」 囲い込み運動で土地を追わされた者に救貧税を与える。
19世紀	◆ドイツ「アメとムチ」政策 ビスマルクによる社会保険政策。 アメ:疾病保健法、労働者災害保険法、養老廃疾保険法 ムチ:社会主義者鎮圧法
1935年	◆アメリカ「社会保障法」 F.ルーズベルトによるニューディール政策の一環。 医療保険は規定されなかった。
1942年	◆イギリス「ベバリッジ報告」 全国民に最低限度の生活(ナショナルミニマム)を保障。 スローガンは「ゆりかごから墓場まで」
1944年	◆ILO「フィラデルフィア宣言」 所得・医療保障を各国に勧告。
1952年	◆ILO「社会保障の最低基準に関する条約(102号条約)」 「社会保障の最低基準」を採択。

II : 社会保障の類型

◆主な社会保障の類型

類型	制度	保険料負担	給付額	負担
イギリス・ 北欧型	均一負担均一給付	全国民同じ額	全国民同じ額	国庫・公費負担が多い
ヨーロッパ 大陸型	所得比例方式	所得に応じて 異なる	拠出額に応じて 給付水準が異なる	保険料(特に事業者) 負担が多い

◆特殊な社会保障の類型

類型	特徴
アメリカ型	生活自助の原則より、 私的保険 が中心。民間保険会社による保険の普及から、 全国民を対象とする 公的健康保険制度 は存在しない。 そのため、全国的な社会保障制度は十分に発達していない。
日本型	自己負担、事業主負担、公費負担がおぼ同じという 三者均衡型 。 ただし、近年は崩れつつある。

III : 国民負担率

(2017年で比較)	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
アメリカ	34.5%	26.1%	8.5%
日本	43.3%	25.5%	17.7%
イギリス	47.7%	36.9%	10.7%
ドイツ	54.1%	31.5%	22.6%
スウェーデン	58.9%	53.8%	5.2%
フランス	68.2%	41.7%	26.5%

アメリカは公的健康保険制度が存在していない分、国民の負担が少ない。
一方、フランスやスウェーデンのように高福祉である場合には国民の負担も大きくなる。

I：社会保障制度の根拠

戦前は、不十分ながらも公的扶助(恤救規則)と社会保険(健康保険法)があった。
戦後には、憲法で生存権を定め、これに基づいて社会保障制度を発展させた。

日本国憲法 第25条

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。

② 国は、すべての生活面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

II：社会保障制度の種類

	負担	具体的な内容
公的扶助	政府 (無拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法」に基づいて実施 ・生活保護受給には厳しい条件がある
社会福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体が、児童・母子・老人・障がい者のために施設やサービスを提供 ・「福祉六法」の制定
社会保険	政府・事業者・被保険者 (拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険から成り立つ。
公衆衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康維持、促進のために伝染病予防、予防接種、上下水道の整備などを行う。

▶生活保護

生活保護は、以下の8種類。

- | | |
|-------|-------|
| ①生活扶助 | ②住宅扶助 |
| ③教育扶助 | ④葬祭扶助 |
| ⑤生業扶助 | ⑥出産扶助 |
| ⑦医療扶助 | ⑧介護扶助 |

□ 福祉六法 (B)

次の福祉に関する法令の総称。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①生活保護法 | ②児童福祉法 |
| ③身体障害者福祉法 | ④知的障害者福祉法 |
| ⑤老人福祉法 | ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法 |

III：社会保険

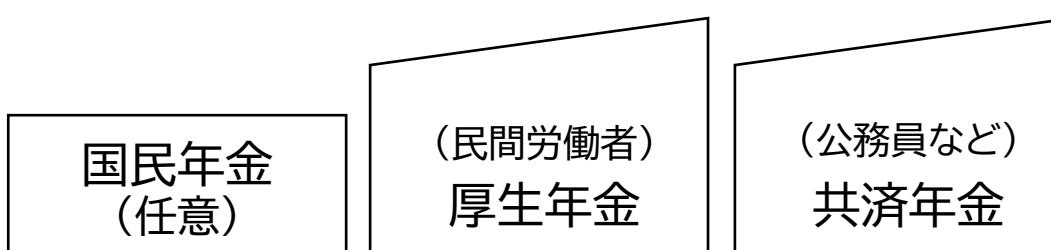
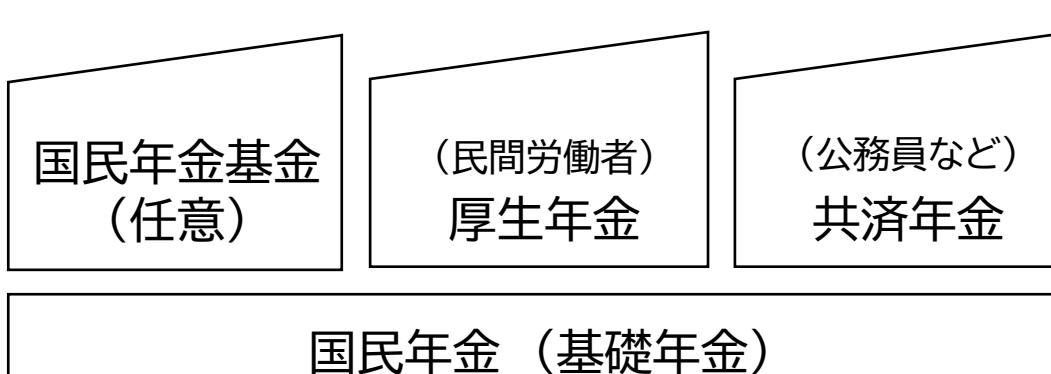
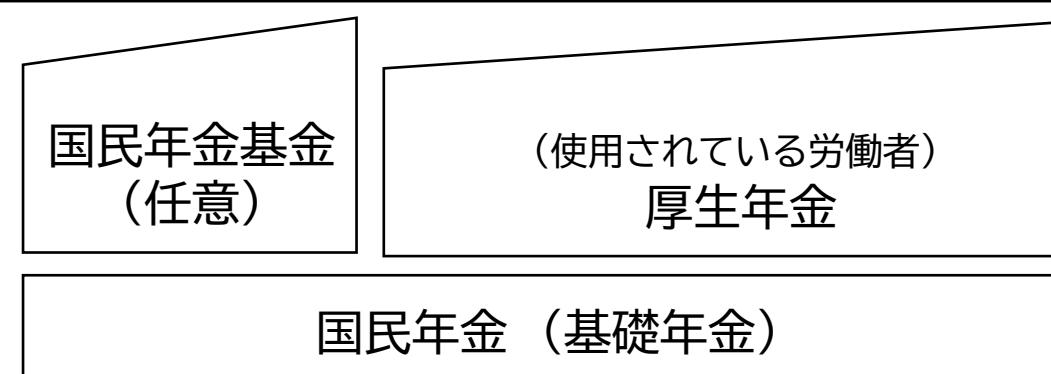
保険の種類	保険名	詳細
労働	労働外 医療保険	<p>業務外の病気やけがに適用</p> <p>①健康保険……一般民間労働者(サラリーマン) ②国民健康保険…自営業、農家 ③共済組合保険…公務員</p> <p><基本> 自己負担は3割 (国と事業主が7割負担)</p> <p><例外> 75歳以上については、後期高齢者医療制度を適用し、自己負担は1割としている。</p>
	労働中 労働者災害補償保険	<p>業務上の病気やけがに適用 (バイトもOK、通勤中もOK)</p> <p>【保険料】事業主が全額負担</p>
	失業時 雇用保険 (失業保険)	<p>失業時に一定期間給付。</p> <p>【保険料】事業主と労働者で折半</p>
保護	高齢者・ 障害者 年金保険	<p>高齢者や障害者の生活保障。</p> <p>①国民年金…20歳以上の全国民が加入 60歳まで支払、65歳から給付 ②厚生年金…一般民間労働者 + 公務員</p> <p>【保険料】修正積立方式(事実上の賦課方式)</p> <p>◆積立方式 自分で積み立て、老後に受け取る方式 →物価上昇に対応できない</p> <p>◆賦課方式 若者の保険料をその時代の高齢者に渡す方式 →少子化に対応できない</p>
	40歳～ 64歳の 要介護者・ 65歳以上 介護保険	<p>在宅介護、施設介護を行う。</p> <p>市町村及び特別区が管理・運営する。</p> <p>なお、要介護者の認定は厳しい。</p> <p>【保険料】40歳以上の全国民+1割自己負担</p>

▶健康保険の種類

健康保険には組合や政府が運営するものがある。

- ・組合管掌
大企業ごとにつくる健康保険組合が運営する。
- ・政府管掌
中小企業用の健康保険で、政府が運営する。

I：年金制度の変遷

制度の変化	イメージ図
<p>◆1961年 国民皆年金 国民はいずれかの年金に加入する。</p>	
<p>◆1985年 基礎年金制度 20歳以上の全国民は国民年金に加入する。 厚生年金と共済年金は年金制度の2階部分に当たる。</p>	
<p>◆1994年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2000年 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2004年 年金改革法 ①厚生年金の保険率を段階的に引き上げる ②給付は厚生年金の支給開始時点で現役世代の年収の50%以上を保障する ③国民年金の保険料も段階的に引き上げる ④国民年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1にする(2009年から)</p>	
<p>◆2015年 共済年金を廃止 共済年金が廃止され厚生年金に統一された。 基本的には自営業者などの国民年金基金に加入することになる。</p>	

年金保険制度には大きく2種類ある。

制度	詳細
確定給付型年金	給付される年金の金額が先に確定され、それに応じて月々の保険料が決定される仕組み。国民年金や厚生年金がこれにあたる。
確定拠出型年金 (日本版401K)	月々の拠出額(毎月の保険料)を決定し、積立金の運用収益が伸びれば、給付される年金が増える仕組み。 企業年金ともいい、国民年金+厚生年金に加えて3階部分にあたる。

II：老人医療制度の変遷

年号	出来事
1973年 (福祉元年)	◆老人福祉法の改正 70歳以上の老人医療費が無料となった。
1982年	◆老人保健法の改正 70歳以上の老人医療費が一部有料となった。
2002年	◆老人保健法の改正 対象年齢を70歳から75歳に引き上げることとなった。
2008年	◆後期高齢者医療制度の導入 ①75歳以上の全国民が加入し、保険料を拠出(年金から天引き) ②都道府県単位で設置された広域連合が運営団体 (介護保険は市町村及び特別区が運営) ③基本は1割負担だが、現役並みの所得者は3割負担

I：税の種類

	直接税 (担税者と納税者が同じ税)	間接税 (担税者と納税者が異なる税)
国税	所得税・法人税・相続税・贈与税	消費税・酒税・たばこ税・関税
地方税	住民税・事業税・固定資産税	地方消費税

▶直間比率

直接税と間接税の比率のこと。
日本は6:4
アメリカは9:1
西欧諸国(フランスなど)は4:6
となっている。

II：税制度の歴史

1949年	吉田茂	シャウプ税制改革(シャウプ勧告)
1989年	竹下登	消費税導入 (3%)
1997年	橋本龍太郎	消費税増税 (5%)
2008年	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014年	安倍晋三	消費税増税 (8%)
2019年	安倍晋三	消費税増税 (10%)、軽減税率の導入
2023年	岸田文雄	インボイス制度導入

III：日本の税制度の問題

間接税の性質	間接税は、金額的には公平だが、実質的には低所得者の負担を大きくするという逆進性がある。 ●垂直的公平 (例:所得税) 所得などの経済状況の違いに応じて税負担を求めること ●水平的公平 (例:消費税) 同じ経済状態の人々に同等の税負担を求める
捕捉率の違い	会社が源泉徴収制度によって税処理するサラリーマンに比べ、自営業者や農業者は自己申告であるため補足率が低い。 把握率がサラリーマンは約9割、自営業者は約6割、農家は約4割 なのでクロヨンと呼ばれる。

□ 補足率 (B)

税務署が労働者の収入を把握している割合のこと。

IV：近年の税制度改革

ふるさと納税	自分が支援したい地方公共団体に寄付することで、その分を住民税や所得税から差し引かれる制度。 <目的>都市から地方に税収を移転させること <問題>寄付者が返礼品を目的に行う結果、地方自治体が返礼品競争を行ってしまう。 (2019年の税法改正で、返礼品は寄付額の30%以下の地場産品という条件を定めた)
軽減税率	飲食料品(酒類を除く)、テイクアウトや宅配、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡などは消費税を10%ではなく8%にするという制度。 <目的>低所得者に配慮する観点
インボイス制度	正式名称は適格請求書等保存方式といい、2023年10月開始の複数税率に対応した消費税の仕入税額控除を受けるためには適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になった。 ただし、インボイスを発行できるのは適格請求書発行事業者のため対応が必要となっている。

▶インボイス制度の目的

軽減税率の導入により、複数の税率が適用され、仕入額にも影響があった。
そのため、正確な消費税額を把握するために、仕入税額控除を受けるならばインボイスの発行が必要とした。

I：高齢者の割合

国際連合の定義では、全人口に占める65歳以上の割合によって、高齢化の名称を定めている。

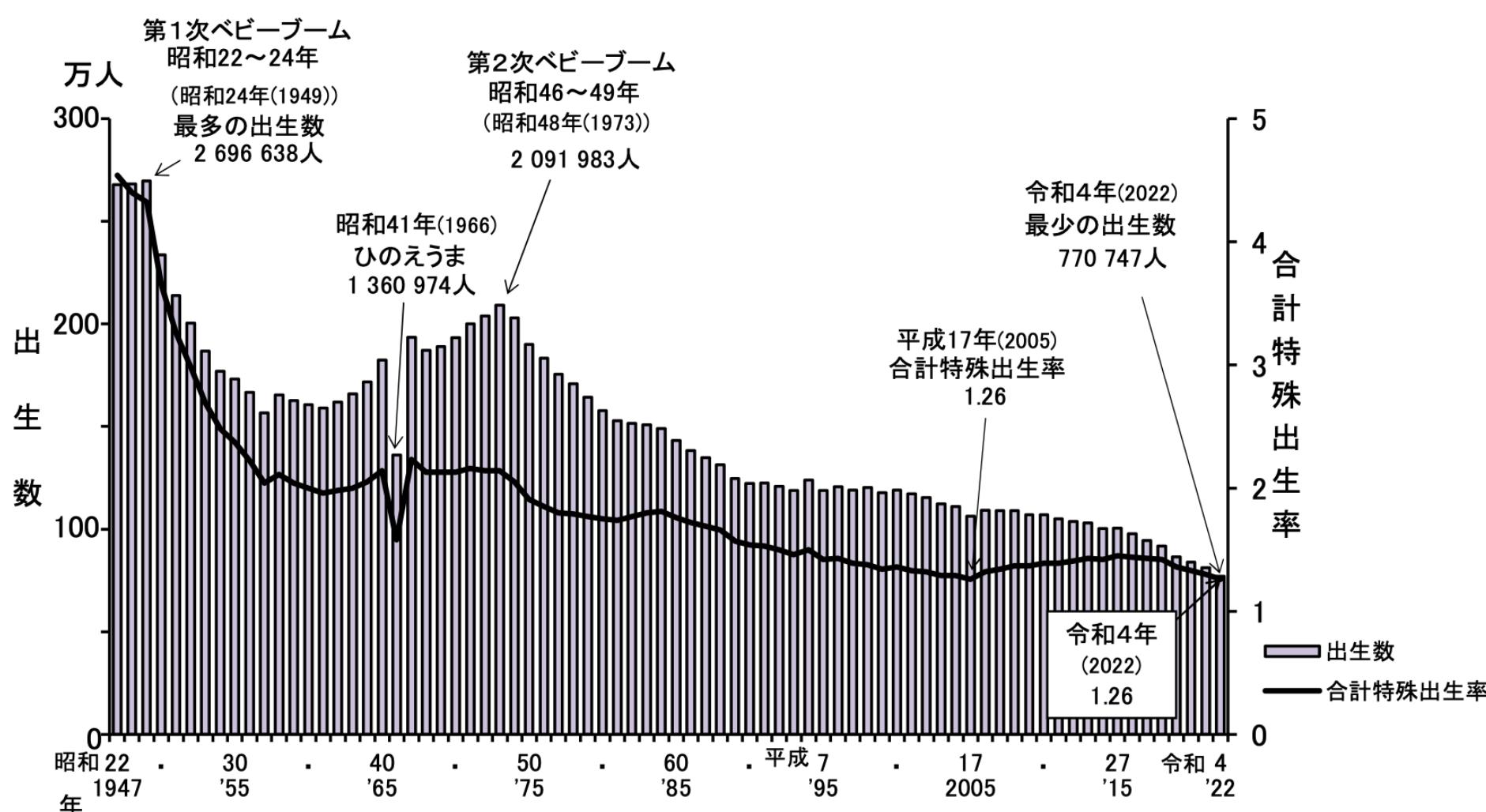
名称	65歳以上の割合	日本が超えた年
高齢化社会	7%	1970年
高齢社会	14%	1994年
超高齢社会	21%	2007年

II：少子化(出生率)

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均である合計特殊出生率によって、少子化の状況を判断することができる。

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに産む子どもが1.26人ということになる。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



▶合計特殊出生率について

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに1.2人出産するということになる。ただし、男女2名から1名誕生するということは将来的に人口が半減することになる。男女2名から2名たんじよするとようやく横ばいになるため、合計特殊出生率が2よりも大きければ人口増加、2よりも小さければ人口減少という考えになる。

▶引用元

左記図1は以下より引用しています。

「結果の概況」
 ／令和4年（2022）人口動態統計月報年計（概数）の概況
 ／厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nen_gai22/dl/kekka.pdf

III：理念と対策

名称	内容										
ノーマライゼーション	老人や障害者などの社会的弱者もその他の人々と同じような生活を送れるようにすべきだとする考え方。										
バリアフリー	2000年に交通バリアフリー法が施行され、バリアフリー新法に発展した。										
エンゼル・プラン	子育てに対する社会的支援を目的とする施策。										
ゴールド・プラン21	高齢化対策とした施策。 <table border="1"> <tr> <td>訪問介護</td> <td>ホームヘルパーが介護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>看護師が看護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問介護（デイサービス）</td> <td>高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリ（デイケア）</td> <td>病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>短期入所会議（ショートステイ）</td> <td>特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。</td> </tr> </table>	訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。	訪問看護	看護師が看護を行う。	訪問介護（デイサービス）	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。	通所リハビリ（デイケア）	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。	短期入所会議（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。
訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。										
訪問看護	看護師が看護を行う。										
訪問介護（デイサービス）	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。										
通所リハビリ（デイケア）	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。										
短期入所会議（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。										

I：情報社会

インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の発展により、様々な情報が対面ではなくオンライン上で共有されるようになった。その内容が思想や政治に大きくつながることもある。

II：情報社会の問題

ネットワーク障害	電力や交通などのインフラには様々なネットワークが活用されているが、ネットワーク障害によりシステムダウンすると、インフラが機能しなくなるという問題が生じる。
サイバー犯罪	コンピュータへの不正侵入や不正アクセスをすることで、システムに障害を与え、社会が混乱するという問題が生じる。
個人情報管理	個人情報がデータベース化されてインターネット上に存在されるも、その個人情報が流出されたり、売買されたりして悪用されるという問題がある。
知的財産権の侵害	インターネットでの情報交流が盛んになったことで、書籍や楽曲などがデジタル上で広まり、作者の権利(知的財産権)を侵害するという問題がある。
SNS上のトラブル	SNSなどのインターネット上は発言が自由で制限があまりされていないことから、誹謗中傷、差別発言などネットいじめが起きてしまうという問題がある。また、出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場になることもある。
フェイクニュース	あたかも正しい情報かのように流れるうその情報のことで、それに人々が左右されるという問題がある。

III：情報用語

マスメディア	新聞やテレビなどの大量メッセージを不特定多数に拡散できる情報メディアのこと。
ユビキタス社会	いつでも、どこでも、だれでもコンピュータネットワークを通じれば情報にアクセスが可能になっている社会のこと。
デジタル・デバイド	情報機器を使える人と使えない人、情報技術の恩恵を受けることができる人とできない人、情報格差による経済格差などのこと。
忘れられる権利	すでに拡散した個人情報(犯罪情報など)について、SNSなどのサイトに申請することで削除を求める権利のこと。
メディア・リテラシー	情報リテラシーともいう。情報を受け取る側に求められる、メディアが伝える情報を批判的に使いこなし、情報の質(正確性)を見極めて、主体的に読み解く能力を身につけること。情報社会を生き抜く上では必要な能力。

IV：情報社会の問題対策

放送倫理・番組向上機構の設置 (BPO)	NHK(日本放送協会)と日本民間放送連盟が2003年に設置した第三者機関で、放送による言論と表現の自由を保障しながらも、視聴者からの意見や人権被害を受け付けて放送局に勧告を行う。
ファクトチェック	主に政治家の発言内容などを事後に、事実に即して確認・点検・評価するジャーナリズムの手法で、アメリカで積極的に取り組まれている。
不正アクセス禁止法の制定	2000年に日本で施行。他人のパスワードを使用するなどして、他人のコンピュータへの不当侵入を禁止した。 他人のコンピュータに侵入することは処罰対象とした。
青少年インターネット規制法の制定	18歳未満の青少年が有害な情報(わいせつ・残虐・犯罪や自殺を請け負う内容)を閲覧する機会を少なくすることを目的とした法律。これらが閲覧できないようにする フィルタリングサービス などを事業者に義務付けたが表現の自由の統制につながるという指摘もある。

I：知的財産権

産業財産権	特許権	物や方法を発明した人の権利	特許法
	実用新案権	物品の形状や構造、組み合わせに係る考案(小発明)	実用新案法
	意匠権	商品のデザインに関する権利	意匠法
	商標権	文字・図形・記号・立体的形状・色彩やこれらを結合したものに関する権利	商標法
著作権		思想・感情を創作的に表現した文芸・学術・美術・音楽に関する権利	著作権法
育成者権		新しい品種の農作物や花に関する権利	種苗法

II：著作権

著作権法 第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 **思想又は感情を創作的に表現したもの**であつて、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作物に該当しないもの	①データや事実の羅列(技術的な成果を除く) ②風景や歴史上の事実 ③ありふれた表現 ④頭の中の思想やアイデア ⑤プログラム言語 ⑥規約や解放(アルゴリズム)
著作物だが 著作権の対象でないもの	①憲法、法令 ②国や地方自治体が発する告示・通達など ③裁判所の判例・決定・命令 ④その翻訳物や編集物で国や地方公共団体が作成したもの ※政府が刊行する白書や報告書は著作権法で保護される。

◆著作権の発生

著作者が著作物を創作した時にその著作物に対する著作権が発生する。

著作権の取得には申請や登録は不要であり、
登録制度は存在するも著作権発生の要件ではない。

◆著作権の有効期間

基本的には**死後50年**まで有効。ただし、映画は著作物の公表後70年。

無名・変名の著作物や団体名義の著作物は創作後50年。

III：著作権の侵害の例外

著作権は、次の場合には侵害されないものとしている。

私的利用のための複製	個人的・家庭内などで個人の娯楽や学習のために録音・録画するような場合
写りこみ	写真や映像の撮影で、他人の著作物が写りこみ、写真や映像から分離できない場合 ※著作者の利益を不当に害する場合を除く
検討過程	企業の会議などで著作物を使用するかを検討する場合
開発・実用化のための試験	著作物の録音・録画・そのほかの技術の開発や実用化の試験に使用する場合
引用	①公表された資料を②公正な慣行に合致し③報道・批評・研究などを目的とした「正当な範囲内」で④引用部分とそれ以外の部分の「主述関係」を明確にし、⑤引用の「必然性」があり、⑥出所の明記がされている場合
教育機関における複製	非営利の学校やその他の教育機関で使用する場合 ※塾や予備校、YouTube(営利)の講義は除くとされている
試験問題としての複製	試験や検定の問題として複製して使用する場合 ※著作者の利益を不当に害する場合を除く
非営利行為	非営利かつ無料、実演家が無報酬である場合(文化祭など)や、営利目的でない伝達、貸与などは可能。
美術・プログラムの著作物	美術の所有者による展示(条件あり)やプログラムの所有者がPCなどに入れて使用する場合

I：キャッシュレス決済

現金(硬貨や紙幣)を使用せずにお金のやりとりを行うこと。

●キャッシュレス決済の種類

種類	主な支払方法	支払時期
電子マネー	非接触型	前払い(プリペイド)
デビットカード	接触型	即時払い(リアルタイムペイ)
クレジットカード	接触型	後払い(ポストペイ)
スマートフォン決済	コード型 非接触型	前払い・即時払い・後払い いずれも可能

●キャッシュレス決済の長所と短所

メリット	・現金を持ち歩く必要がない ・ポイントが付与されることがある
デメリット	・支払いが可能な店舗が限られる ・媒体の紛失や盗難の可能性がある ・使いすぎる可能性がある

●世界の動向

アメリカ、韓国はクレジットカード決済が主流。
スウェーデンは、スマートフォン用の決済アプリが普及。
中国は、二次元コード決済が普及。
→日本での普及は遅め。

II：資産運用

資産運用とは、自分の持っているお金(資産)を貯めるために貯金したり、増やすために投資すること。

●資産運用の種類

貯金の場合	普通預金、定期預金、積立預金など
投資の場合	株式、債券、投資信託など

●資産運用の注意点

不確実性	金融商品には、リスクがある。 リスクとリターン(収益)は トレードオフの関係性 であり、 リスクは小さくてリターンは大きいものは存在しない。
自己責任	リスクを負うことになっても、責任は資産運用を決意した 自分自身にある。

●金融商品の選択のポイント

①自身のリスク許容度

安全性、収益性、流動性を考慮して、自分がリスクを負える範囲であるかに注意をして選択をする必要がある。

②中期・長期的な運用

投資では、「**長期**」「**積立**」「**分散**」の3つの視点で、価格の上昇を期待し、中期・長期で運用する必要がある。

□ トレードオフ(A)

あちらを立てれば、こちらが立たずという関係性のこと。片方を求めるとき、もう片方は失う。

□ 分散(C)

リスクを分散するということ。一つの金融商品にまとめて投資することは避け、様々な商品に分散させるという視点。

●投資の効果

投資によって、経済や社会全体の発展に寄与できる。

環境問題、社会問題、企業統治を重視して投資先を選ぶ**ESG投資**も注目されている。

I：生命倫理の考え方

◆生命倫理

遺伝・成長・生殖など生命活動のしくみを解明して活用しようとする
バイオテクノロジー(生命工学)などの生命科学が発展し、人々の役に立ってきた一方、
 それによりさまざまな倫理的な問題が生じ、
 その問題を考察する**バイオエシックス(生命倫理)**という学問が誕生した。

◆生命倫理用語

SOL (生命の尊厳)	Sanctity of life (生命の尊厳)の略称で、倫理学上の概念。 あらゆる人間の生命を神聖で不可侵なものとみなす考え方。
クオリティオブライフ (QOL)	Quality of life (生活の質・生命の質)のこと、 生活や生命を物質的・量的な面からではなく、 生きがいや生活の潤いといった精神的・質的側面から 把握しようとする概念。
クオリティオブデス (QOD)	Quality of death (死の質)のこと、 医療・介護・緩和ケアなどの質を100点満点で数値化し、 緩和ケアやホスピスの充実度を表すもの。

□ ホスピス (B)

治療的効果が期待できない
 末期患者や家族の心身の苦痛を
 軽減し、残された日々の充実の
 ための総合的なケアを行う施設
 のこと。
 始まりは1967年のイギリスで、
 日本では1980年代に開始された。

II：生命倫理と自己決定権

◆生命倫理と自己決定権

医療方法や死後の身体の取り扱い等については、本人の意思を尊重すべきという議論が
 されている。そこで次のような対立関係がある。

◆本人の意思にかかわらず医師が決定

パターナリズム	強い立場のものが弱者のために、本人の意思に反して 介入・干渉することで、医療では患者(子)の医療方針を 医師(父)が一方的に決定することを指す。
---------	--

VS.

◆本人の意思を優先して決定

インフォームド コンセント	患者が、医師から病気や治療内容について説明を受け、 それに同意する形で治療の選択をすべきという考え方。
セカンドオピニオン	治療方法について、主治医以外の医師から第二の意見を聞くこと。
リヴィングウィル	自分の死に関する意思のことで、 生前に文書などで臓器移植の可否などの意思を表明しておく。

III：生命倫理と諸問題

◆生命倫理と諸問題

生命倫理は、技術として可能であっても実際に行なうことは倫理的にはどうなのかという点が
 議論されることが多い。主に議論されるのは次のようなテーマ。

問題	概要	問題点
安楽死	末期患者の延命治療の停止や 投薬によって死亡させること	殺人・自殺帮助にあたる可能性がある点
出生前診断	胎児の遺伝子から疾患や 健康状態を把握できる診断	命の選別になる可能性がある点
代理出産	受精卵を第三者の女性(代理母)の 子宮に移植する方法	代理母の身体的負担や親権の問題が ある点
クローン技術	無性的に増殖し、親と全く同じ遺伝的 な性質をもつ生物をつくる技術	ヒトの複製が技術的には可能だが、 倫理的に問題がある点

▶参照

「安楽死」「出生前診断」「代理出産」
 →生命倫理と諸問題

「クローン技術」
 →遺伝子技術と生命倫理

次回以降で、それぞれの問題点を細かく見ていきます。

I：臓器移植

◆臓器移植

病気や事故などにより、機能回復の可能性のない臓器を他者の正常な臓器と置き換えることを**臓器移植**という。

移植される臓器は、新しいものほど定着しやすく、脳死状態にある人の臓器を移植することで、心臓や肝臓の定着率は高い。

II：死の判断基準

◆死亡判定

人間の死は、本来心臓死と呼ばれるものによって判断することになる。

しかし、臓器移植により救える命もあることから新たな死の基準が設けられた。

心臓死	人の死は心臓の停止で判断するもの
脳死	<p>人の死は心臓が動いていても 脳機能の回復が不可能な状態であるかで判断するもの (臓器移植法で用いる判断方法)</p> <p>※竹内基準 臓器移植法における脳死の定義は1985年に出された竹内教授らの 厚生省(現:厚生労働省)の研究班が出したものに基づく。 その基準を竹内基準という。</p>

▶竹内基準

- ①深く昏睡していること
 - ②自発呼吸がないこと
 - ③瞳孔が開いていること
 - ④7つの脳幹反射がないこと
 - ⑤脳波が平坦であること
 - ⑥以上の状態が6時間経過し、
変化がない
- ①～⑥の条件を満たす場合は、
脳死と判断する。

III：臓器移植法と臓器移植のルール

◆臓器移植法（1997年制定）

臓器移植の場合に限って、脳死状態は「人の死」と判断され、臓器を他者に移植する臓器移植を法的に可能にした法律。

(提供者=ドナー、受取者=レシピエント)

次の条件を満たす場合には、法的に他者に臓器を移植する臓器移植が認められた。(自己決定権の尊重)

			家族				
			不在	同意		拒否	
				書面	口頭	書面	口頭
本人	同意	書面	○	○	○	×	×
		口頭					
	拒否	書面			×		
		口頭					
意思不明			×	○		×	

※まとめると臓器移植が可能なのは

- ①本人が書面で移植に同意して、家族がいないまたは家族が拒否していない場合
- ②本人の意思が不明で、家族が書面で移植同意している場合

→本人が拒否している以上は臓器移植はできない

I： 安楽死

◆安楽死とは

人々は不治の病や重度の障害などを持つ場合もあるが、その場合に、肉体的・精神的苦痛を伴って生きることになる。そこで、延命治療の停止や、薬物投薬による死を希望する患者もいる。このように苦痛から解放することを目的に人為的に死亡させることを**安楽死**という。

◆安楽死と尊厳死

安楽死には上記のような広義の意味もあるが、実際には、安楽死と尊厳死という考えに分けて論じられることが多い。主な意味は次の通り。

尊厳死	延命治療の停止による自然死（消極的安楽死）
安楽死	薬物投薬による死（積極的安楽死）

◆安楽死に関する裁判

カレン=クインラン事件	1976年にアメリカの最高裁判所で争われた事件。植物状態になったカレン=クインランという女性に対し、父親が人工呼吸器を外すことで延命治療を停止し、自然死を迎えることを求めて提訴した。 最高裁は「死ぬ権利」を認めた判決を下し、この判決から安楽死の考え方がアメリカに広まった。
東海大学安楽死事件	1991年に日本の東海大学付属病院で発生した事件。家族の強い要請を受けた医師が末期がん患者に塩化カリウムなどを注射することで死亡させた。 1995年に横浜地裁は、医師に有罪判決を下し、安楽死が法的に許容される条件を提示した。

▶日本における安楽死基準

東海大学安楽死事件において横浜地裁は安楽死が認められる条件を次のように提示した。

- ①患者に耐え難い肉体的な苦痛があること
- ②死期が迫っていること
- ③肉体的苦痛を除去・緩和するためには方法を尽くし他に代替手段がないこと
- ④患者自身による明示の意思表示があること

II： 生殖補助医療

◆生殖補助医療

世の中には、子を望んでも子を授かることができない人がいる。その際には、不妊症治療や不妊手術を行ったり、妊娠しやすい環境づくりを行う**妊活**をすることがある。妊娠を成立させるためにヒトの精子と卵子、胚を取り扱うことを含む治療方法を**生殖補助医療(生殖医療)**といい、不妊症治療として活用される。不妊症治療には次のようなものが挙げられる。

人工授精	男性の精子を女性の子宮に移植する方法
体外受精	男性の精子と女性の卵子を体外で受精させ、受精卵を子宮に移植する方法
代理出産	受精卵を第三者の女性（代理母）の子宮に移植する方法 ※代理母の身体的な危険性や親権の問題あり

◆代理出産に関する裁判

マザーM事件	1985年に代理母契約を締結して女児を出産した女性の気持ちが変わり、養子譲渡契約への署名を拒否し、子どもの引き渡しを拒否した事件。1987年にアメリカのニュージャージー州の地方裁判所はこの契約を認めて、契約を依頼した夫婦に養育権があるとしたが、1988年の州最高裁判所は子どもの人身売買や権利侵害にあたるとして、この契約を否定し、親権は代理母にあると判断した。これ以降、代理出産に関する判例が蓄積され、現在では営利目的でない代理出産を認める州もある状態。
--------	---

III： 出生前診断

◆出生前診断

胎児の遺伝性の疾患や健康状態を出生前に診断することを**出生前診断**という。例として、羊水の状況から胎児の異常の有無を判断する「**羊水検査**」、妊婦の血液から胎児にダウン症や染色体異常が出る確率を示す「**母体血清マーカー**」がある。2013年から始まったが、これが安易に利用されると**命の選別**になる**可能性**がある。

I：遺伝子工学

◆遺伝子工学

生物の遺伝情報が組み込まれている遺伝子を操作研究をする**遺伝子工学**という学問がある。これによりさまざまな研究されて技術発展がある一方、改変具合・法的・倫理的・安全性の問題が議論される。遺伝子に関する研究については、以下のようなものがある。

遺伝子組み換え	遺伝子工学における中心の技術で、ある遺伝子の一部を切り取って別の遺伝子と繋ぎ合わせて新しい遺伝子を作るというもの。 完成したDNAを使い、目的とする物質の大量生産などが可能になった。 これにより有用なタンパク質や抗生物質の生産、病気の遺伝子の治療についての研究などが進められている。
ヒトゲノム計画	30億の塩基対からなると推定されるヒトにあるゲノム(雄・雌二つの配偶子に含まれる染色体の一対)の全配列を解明する計画で、1990年から2003年にかけてアメリカを中心に行っていた。これにより医療への活用が期待されている。
ゲノム編集	生物の遺伝情報を人工の特別なDNA切断酵素を用いて目的の遺伝子を切断したり別の遺伝子に置き換えたりすることで自在に改変できる技術のこと。 これにより、農作物や家畜の品種改良、医療などで研究開発が進められているが、技術精度や安全性、改変そのものの是非などが議論されている。
クローン	無性的に増殖し、親と全く同じ遺伝的な性質をもつ複製の生物のこと、 1962年に動物(カエル)でクローンの生成に成功した。 1996年にはイギリスで哺乳類(羊)のクローンの生成に成功した。 これによりクローン人間の作製を現実的にしてしまったことから、 その是非について議論されることがあり、 日本では 2000年にクローン規制法制定して、クローン人間の產生を禁止。 2005年には国連でクローン人間禁止の宣言が採択された。 現在は、再生医療技術などへの応用に関する研究などがされている。

II：再生医療

◆再生医療

病気や事故などで失われた人体の器官や組織をする医療を**再生医療**という。
現在は、粘膜・骨髄などの組織幹細胞を移植することで皮膚や血管を再生する技術などが一部実用化されている。

その一方であらゆる種類の細胞に分化・増殖できる**万能細胞**の研究も進んでおり、
その万能細胞には次のようなものがある。

ES細胞 (胚性幹細胞)	受精卵の分割途中の細胞を培養することでできる細胞。 神経・内臓・血液・骨などのどんな細胞や組織にもなる能力を秘めている。 この細胞を活用すれば、糖尿病や心筋梗塞といった治療が困難だった病を持つ患者に再生医療が可能となる。 1995年にアメリカで培養に成功して以来、皮膚・骨・肝臓の細胞などをつくることに成功している。 一方で、ヒトの胚を再生医療に使用することやの問題点などが挙げられている。
iPS細胞 (人工多能性幹細胞)	ヒトの皮膚細胞からつくられたES細胞と同じ働きをする細胞で、 日本の 中山伸弥 教授とアメリカの トムソン 博士を中心に2007年に作製された。 2009年には中山教授らが成人の皮膚細胞から作製した新型万能細胞をそのまま培養することに初めて成功した。 受精卵を破壊してつくるES細胞のような生命倫理上の問題がともなわらず、再生医療などへの応用が期待されている。

III：遺伝子の活用

遺伝子治療	DNAを対象として行われる遺伝病の治療で、 遺伝子異常による致死性で他に治療法がない重度の先天性の遺伝子病、がん、エイズなどに限定されていたが、 動脈硬化、心筋梗塞、糖尿病なども対象になった。 その一方、精子や卵子などの遺伝子治療は倫理的に認められていない。
遺伝子診断	健康な人と病気の人との遺伝子のDNAレベルでの違いを把握することで、 病気の診断を行うこと。これにより病気の発症予防や、最も適した医療行為の選択も可能になる。

I : 医薬品

◆医薬品に関する法律

医薬品や医療機器、化粧品などについて、品質・有効性・安全性の確保を目的として1960年に薬事法が制定された。2014年には医薬品医療機器法(薬機法)に改称された。

<主な薬事法の改正点>

年号	改正点
2009年	一般用の医薬品について、効果や副作用によって次のように分類することになった。 第一類… 薬剤師の対面販売を義務付ける 第二類…登録販売者の資格を取れば薬剤師のいないドラッグストアやコンビニでも販売できるようになった、風邪薬や胃腸薬など 第三類…登録販売者の資格を取れば薬剤師のいないドラッグストアやコンビニでも販売できるようになった、ビタミン剤など
2014年	①一般用医薬品のネット販売を解禁 ②覚せい剤や危険ドラッグ(大麻に似た作用がある脱法ドラッグ)の販売規制を強化

◆ジェネリック医薬品

先発医薬品の特許が切れた後に、同じ成分で製造された後発の医薬品のことで、新薬に比べると薬価が低いため、普及することで国内の医療費削減につながったり、発展途上国の医療工場にも貢献ができる。

日本は普及が遅れたが、2020年時点で使用率は約78%で、ほぼ欧米諸国水準である。

□ 非常事態宣言 (B)

自然災害、感染症流行、戦争、内乱などの非常事態により、人々の財産や健康、生命に危機が迫る場合に政府が危機を広く注意喚起し、必要な政策的措置を実施するために行う宣言。これにより個人的行動の制限等が行われることがある。

日本では、治安維持に関する緊急事態の布告、災害による災害緊急事態の布告、感染症による緊急事態宣言の発令などが可能である。

II : 感染症と対策

◆感染症

細菌やウイルスなどの病原菌が体内に入ることで発生する病気を**感染症**という。

インフルエンザのような伝染性があるものと、破傷風のような伝染性がないものがある。

過去に世界で大きな影響を与えた感染症は次の通り。

病名	時期	地域	症状
SARS (重症急性呼吸器症候群)	2002～2003年	アジア	コロナウイルスによるもので、発熱・せき・呼吸困難などが発生。致死率は高齢者で50%を超える。
MERS (中東呼吸器症候群)	2012～2015年	カタール →中東・韓国	コロナウイルスによるもので、発熱・せきなどの急性呼吸器症状、下痢などの消化器症状が発生し、死亡率が高い。
COVID-19 (新型コロナウイルス 感染症)	2019～現在	中国 →世界各国	世界各地に感染拡大したウイルスによる感染症で、人に対して呼吸器系疾患をもたらす可能性が高い。政府によっては 非常事態宣言 、 ロックダウン 、渡航禁止など措置により、政府が日常生活に介入するケースもあった。

□ ロックダウン (B)

政府が人々の外出を制限して、屋内での待機を要求する規制措置。

2019年の新型コロナウイルスの流行時には、多くの国で実施された**感染症予防法の分類**

1類が最も危険度が高い。

<例>

◆1類(入院・交通制限・消毒)
エボラ出血熱・ペスト

◆2類(入院・消毒)
SARS・MERS・結核

◆3類(就業制限・消毒)
コレラ

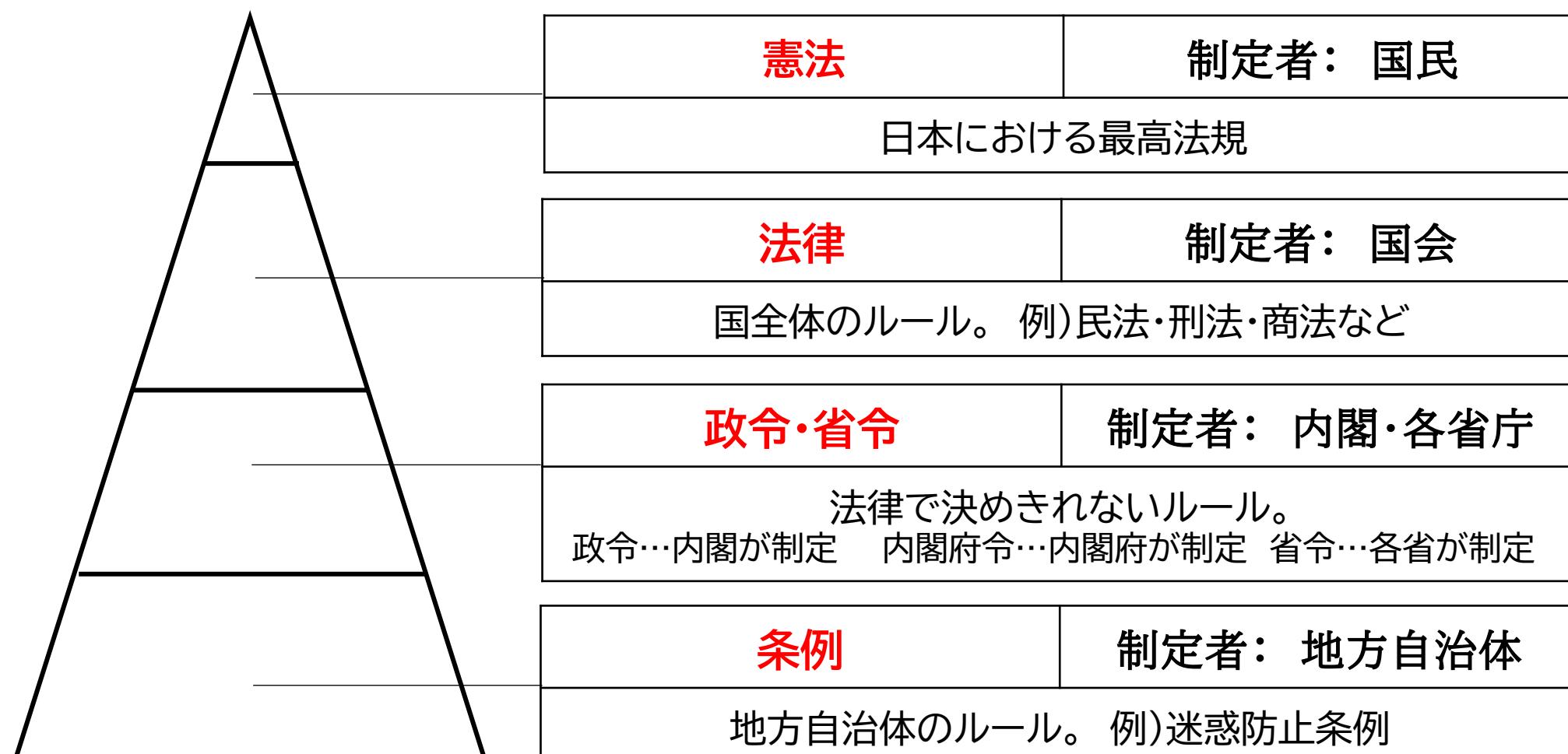
◆4類(消毒)
日本脳炎・デング熱

◆5類(発生動向調査)
風しん・麻しん・HIV・
新型コロナウイルス・
インフルエンザ

◆対策

対策	
感染症予防法の制定	従来の伝染病予防法、性病予防法を引き継ぎ、 1998年 に制定された法律。 感染症を危険度に応じ1～5類に分類している。
ワクチンの開発	2019年のCOVID-19に対しては発生から1年程度という短期間で科学的有効性が確認されるレベルのワクチンが開発された。 日本で使用されていたファイザー製・モデルナ製のワクチンはメッセンジャーRNAといよばれる物質を用いた RNAワクチン であった。 一方で、ワクチンに対する恐怖心や拒否態度(ワクチン忌避)を表す人も一定割合いるのも現状。
トリアージ	災害などで同時に多数の傷病者が発生してしまった場合に、傷病者の治療優先順位を決めること。 緊急性や重症度に応じた適切な処置や搬送を進めることができる。 色分けしたタグを用いて赤→黄→緑→黒の順で優先度が高い。

I：日本の法体系



II：六法

日本の法のうち、特に主要な法を「六法」という。

憲法	国の最高法規。
民法	私人間の権利の争いについて定めた法律。
刑法	国内で罪を犯した者に対して刑罰を定めた法律。
商法	商行為・商事について定めた法律
民事訴訟法	民事訴訟に関する手続について定めた法律
刑事訴訟法	刑事事件で刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的「平和主義」とした法律

【解説】憲法の三大原則

- ①国民民主権
- ②平和主義
- ③基本的人権の尊重

【解説】民法の三大原則

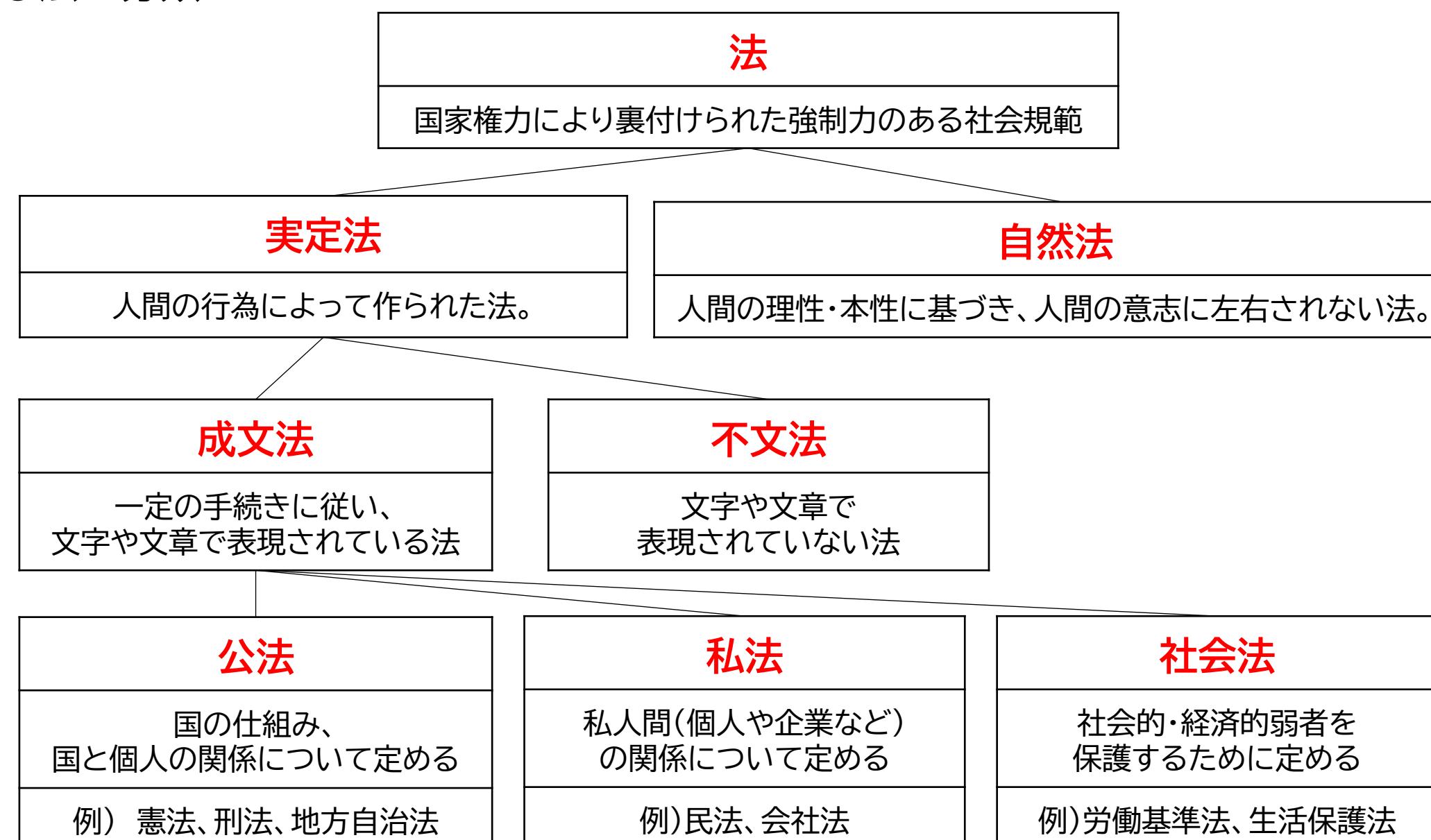
- ①権利能力平等の原則
- ②所有権絶対の原則
- ③私的自治の原則

【解説】行政法

六法の他に、行政手続きに関する法令の総称を「行政法」という。
具体的な法令として、「行政手続法」「国家賠償法」などがある。

III：法の種類

●法の分類



●その他の法の分類

一般法	広く適用される法 例) 民法	実体法	権利義務などの法律関係の内容を定める法 例) 刑法
特別法	特定の範囲に適用される法 (一般法よりも優先される) 例) 消費者契約法	手続法	実体法の規定を実現するための手続きを定めた法 例) 刑事訴訟法

I：民法の内容

総則
(第1編)民法の基本事項を
まとめたもの財産法
(第2・3編)

所有権、契約、不法行為など

家族法
(第4・5編)

扶養義務、親権、相続など

II：私法の原則

権利能力平等の原則

出生した自然人であれば権利能力が
平等に与えられるという原則

□ 権利能力(C)

権利や義務の主体となる能力
のこと。

権利能力は次のようなものがある。

◆意思能力…自分の法律行為によってどのようなことが起こるかが理解できる能力

◆行為能力…自分ひとりで有効な法律行為ができる能力

※場合によっては制限される。

所有権絶対の原則

物の所有者が使用、処分などの扱いを
自由できるという原則

日本国憲法第29条

財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

私的自治の原則

人は自由に契約などの私的関係を
結ぶことができるという原則

□ 公序良俗(公B)

日本の民法90条に定める
公共的に認められている倫理。
モラル。

III：過失責任の原則

不法行為…故意または過失によって、他人の権利を侵害する行為

□ 故意(C)

意図的。わざと。
故意がある=意図的に。過失責任の原則…加害者側に故意または過失がない場合には損害賠償責任を
負わないという原則。

□ 過失(C)

不注意のこと。
過失がある=不注意だった⇒無過失責任の原則…加害者側に故意・過失がなくても原則責任を負うという原則。
例) 製造物責任法(PL法)

□ 製造物責任法(PL法)(A)

1994年制定
製造物の欠陥などの問題により
消費者が身体、生命、財産に
損害受けた場合に、製造者
(企業側)に故意がなく、無過失
でも損害賠償の責任を定めた
法律。

I：成年年齢

成年は**18歳**(2022年4月までは20歳)。

民法 第4条（成年）
年齢**十八歳**をもって、成年とする。

II：未成年者の法律行為

未成年者が行った法律行為(契約など)は**取消しが可能**。

(詳細は、「制限行為能力者」「契約と取消し」をCheck !)

民法 第5条（未成年者の法律行為）

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(略)

2 前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。

III：親権

未成年者は親権を持つ父母に従う必要があるが、**成年者はその必要がない**。

親権をもつ人は、監護や教育を受けさせる権利を持ち、義務を負う。

民法 第818条（親権者）

成年に達しない子は、**父母の親権に服する**。

民法 第820条（監護及び教育の権利義務）

親権を行う者は、子の利益のために**子の監護及び教育をする権利**を有し、義務を負う。

IV：未成年者の労働

中学校を卒業する年度が終わるまで(**15歳まで**)労働はできない。

<例外>

13歳以上15歳未満の児童・13歳未満の映画製作や演劇をする児童が労働をする場合は、

次の条件を満たす必要がある。

- ①親権者の許可があること
- ②修学時間外に使用すること
- ③児童に有害でないこと
- ④労働が軽易なもの
- ⑤労働基準監督署長の許可があること

民法 第823条（職業の許可）

子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

労働基準法 第56条（最低年齢）

使用者は、児童が**満十五歳**に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、(略)。児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十三歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満十三歳に満たない児童についても、同様とする。

I：少年法

20歳未満の者の犯罪については「少年法」で定める。(2021年改正)

少年	
17歳 以下	特定少年
18・19歳	

	送致先	最大刑
17歳以下の少年	原則家庭裁判所(審判)	無期懲役刑
特定少年	家庭裁判所→地方裁判所 ※検察官に逆送する	死刑

少年法 第3条（審判に付すべき少年）

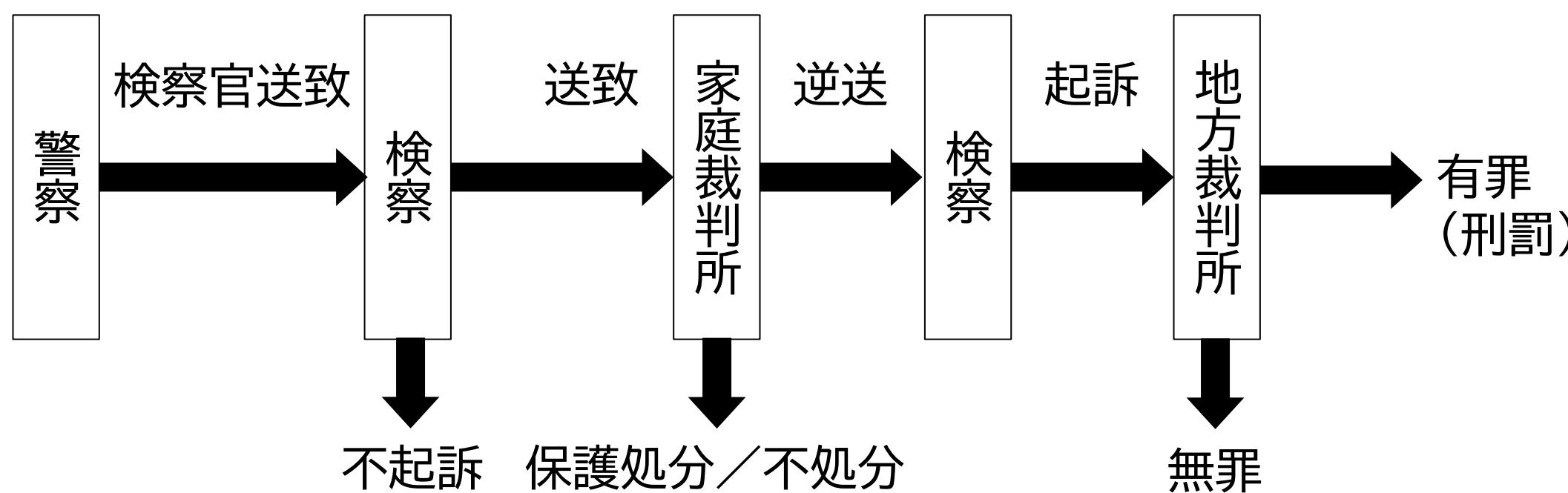
次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年 二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

少年法 第62条（検察官への送致についての特例）

家庭裁判所は、特定少年(十八歳以上の少年をいう。以下同じ。)に係る事件については、(略)刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対する検察官に送致しなければならない。

◆少年事件の手続の概要



II：検察審査会・裁判員

検察の不起訴判断が妥当かを判断する検察審査会と、裁判官と共に重大な刑事裁判の第一審に参加し、有罪無罪・量刑を判断する裁判員に、18歳以上が選ばれるようになった。

◆裁判員・検察審査員の対象年齢

	～令和4年	令和5年～
裁判員	20歳以上	18歳以上
検察審査員	1月31日まで 20歳以上	2月1日より 18歳以上

I：契約の成立

民法 第522条（契約の成立と方式）

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

契約は、表意者の申込みと相手方の承諾があれば成立し、書面である必要はない。

例)

売買契約…ものの購入に関する契約

雇用契約…労働に関する契約

消費貸借契約…お金の貸し借りに関する契約

賃貸借契約…物の貸し借りに関する契約

II：無効と取消し

無効と取消しは同じようで実は違う。無効は、契約そのものが存在しない。

取消しは、契約は取消しを宣言すれば取消し。そうでなければ有効になる。

	契約の発生	宣言がない場合
無効	なし	無効
取消し	あり	有効

III：無効・取消しができるケース

無効	意思能力の欠如	民法 第3条の2（意思能力） 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。
	意思能力を持っていない人が行った法律行為は無効になる。	
	公序良俗違反	民法 第90条（公序良俗） 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。
	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為は無効になる。	
	心裡留保	民法 第93条（心裡留保） 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。
	自分も相手も本意ではないとわかっていた法律行為は無効になる。	
	虚偽表示	民法 第94条（虚偽表示） 相手方と通じて虚偽の意思表示は、無効とする。
取消し	自分も相手も嘘とわかっていた法律行為は無効になる。	
	制限行為能力者（未成年者など）	民法 第5条（未成年者の法律行為） 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
	制限行為能力者が行った法律行為は取消しが可能。	
	錯誤	民法 第95条（錯誤） 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。
	錯誤（勘違い）をして行った法律行為は重要事項であれば取消しが可能。	
	詐欺・強迫	民法 第96条（詐欺又は強迫） 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
	詐欺や強迫（害悪を予告される）を受けて行った法律行為は取消しが可能。	

I：刑罰の種類

刑法とは、日本国内や日本国外にある日本の船舶、日本の航空機内で罪を犯した者にどのような罰をあたえるかを規定した法。

	拘束場所	刑務作業	詳細
死刑	拘置所	なし	法務大臣の命令により、生命を失わせる刑罰
懲役	刑務所	あり	刑務所に拘置し、刑務作業を行わせる刑罰
禁錮		なし	刑務所に拘置する刑罰
拘留	拘留場	なし	1日以上30日未満拘置する刑罰
罰金	納められない場合は 労役場	納められない場合は あり	1万円以上の金を納めさせる刑罰
科料		納められない場合は あり	1000円以上1万円未満の金を納めさせる刑罰
没収	なし	なし	凶器や報酬などを没収する刑罰

ただし、懲役・禁錮は2025年6月1日より、「**拘禁刑**」に一本化される。

II：刑事制度の諸問題

①死刑制度の存在

- <目的> 犯罪の抑止効果
 <問題点> **・憲法第36条の残虐な刑罰に該当すること**
・冤罪であった場合に取り返しがつかないこと

日本国憲法 第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

②冤罪の発生

- <原因> **・日本で物的証拠よりも自白を重視する傾向にあること**
・代用監獄(代用刑事施設)などでの取り調べが長期であること
 <解決策> **・取り調べの可視化**
・再審の実施

III：過去の冤罪事件

	罪名	確定判決	無罪判決
弘前大教授夫人殺人	殺人	懲役	S52.2
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	S52.7
免田事件	強盗殺人	死刑	S58.7
財田川事件	強盗殺人	死刑	S59.3
松山事件	強盗殺人	死刑	S59.7
梅田事件	強盗殺人	無期懲役	S61.8
島田事件	殺人 他	死刑	H1.1
足利事件	殺人 他	無期懲役	H22.3
布川事件	強盗殺人	無期懲役	H23.5
東電OL殺人	殺人	無期懲役	H24.11
袴田事件	強盗殺人	死刑	R6.9